

学校給食用食材の放射性物質検査結果

1 令和4年度の検査結果

検査日	品目	産地	使用日	検査結果 (ベクレル/kg)			検査場所
				放射性セシウム134	放射性セシウム137	放射性セシウム合計	
R5. 3. 10	冷凍絹厚揚げ	富山県、新潟県	R5. 3. 16	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R5. 3. 10	アルファ化米 (赤飯)	北海道、秋田県	R5. 3. 13	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R5. 3. 8	にんにく	青森県	R5. 3. 13	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R5. 2. 22	ツナ	静岡県	R5. 2. 27	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R5. 1. 19	ごぼう	青森県	R5. 1. 25	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R5. 1. 23	しろな	尼崎市	R5. 1. 24	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 12. 14	りんご	青森県	R4. 12. 16	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 12. 14	セロリ	静岡県	R4. 12. 15	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 11. 25	さば素焼き	青森県	R4. 11. 29	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 10. 11	にんじん	北海道	R4. 10. 13	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 10. 6	白玉粉	新潟県・秋田県	R4. 10. 20	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 10. 6	白菜	長野県	R4. 10. 11	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 9. 16	キャベツ	長野県	R4. 9. 27	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 9. 13	ぶどう	山梨県	R4. 9. 16	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 7. 8	こんにゃく	群馬県	R4. 7. 11	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 7. 7	豆腐 (ｸﾞｲｽｶｯﾄ)	岐阜県	R4. 7. 11	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 6. 28	キャベツ	長野県、兵庫県	R4. 6. 29	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 6. 21	ポテトとお米のささみカツ	埼玉県	R4. 6. 28	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 6. 9	ぶどうゼリー	千葉県、長野県、静岡県	R4. 6. 15	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 5. 27	チンゲン菜	静岡県	R4. 5. 26	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 5. 23	大豆とごぼうのミンチカツ	長野県	R4. 5. 23	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 5. 19	ラフランスコンポート	山形県	R4. 5. 20	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 5. 13	貝柱水煮	青森県	R4. 5. 16	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 4. 25	にんにく	青森県	R4. 4. 26	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所
R4. 4. 18	ごぼう	青森県	R4. 4. 19	不検出 (<1)	不検出 (<1)	不検出 (<1)	㈱日本食品エコロジー研究所

※1 検査方法

ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメトリー法:

食安発0315第4号「食品中の放射性物質の試験法について」(平成24年3月15日付厚生労働省医薬食品局食品安全部長)及び

食安基発0315第7号「食品中の放射性物質の試験法の取扱いについて」(平成24年3月15日付厚生労働省医薬食品局安全部基準審査課長)

※2 検査結果の「不検出」とは、検査機器で測定できる定量下限値未満であることを示します。